

長浜市民庭球場 ネーミングライツパートナー募集に関する質問に対する回答書

	分類	質問内容	回答
1	4 愛称の条件、表示等(条件)	愛称定着後(概ね1年後)は全て愛称のみで表示され、条例の名称が使用されることはないという解釈でよろしいでしょうか。	原則、応募いただいた愛称で表示・使用します。
2	4 愛称の条件、表示等(表示箇所等)	長浜市及び関連団体が所有・管理する全てのもの(看板、印刷物、ホームページ等)が対象となるという解釈でよろしいでしょうか。より具体的なリストがあればいただきたいです。	表示箇所については、長浜市及び指定管理者(公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団)が所有・管理する看板や印刷物、ホームページが対象となります。また、長浜市民庭球場で実施される大会などのパンフレット等の印刷物にも、愛称で表示していただけるよう主催者に依頼します。 現在、把握している看板の一覧は別紙のとおりです。
3		広告物の表示について、協議のうえ決定すると思いますが、法律・条例以外にどのような基準がありますでしょうか。加えて、却下となる場合の具体例をご教示ください。	看板に表示いただけるのは、応募いただいた愛称(企業ロゴマーク等を含む)としており、応募いただいた愛称以外の表示は却下とさせていただきます。
4		「屋外に設置する看板等の広告物は、長浜市屋外広告物条例第6条第2項で定められた第1種地域に該当し規制対象となる場合がある」とあります。本件の場合、非自家用広告物の基準ではなく、自家用広告物の基準に則り、クラブハウス以外に、テニスコートの壁面、フェンス等への看板、横断幕の設置は可能でしょうか。(国民スポーツ大会の横断幕が設置されているのは承知しています。)	表示内容は上記の回答を原則とし、新たな看板を自家用広告物の基準により設置することは可能です。
5	ネーミングライツパートナーの選定方法等(ネーミングライツパートナーの公表)	広報誌、市ホームページ、報道機関への情報提供等を行うとあります。民間事業者が愛称を使用するかどうかは、この情報提供を受けて、任意に表示を変更するという解釈でよろしいでしょうか。	愛称が浸透するよう広く周知し、民間事業者から問い合わせがあった場合は愛称での表示を依頼しますが、民間事業者(地図やカーナビの企業)が愛称を使用するかどうかは任意となります。
6	その他	長浜市において過去にネーミングライツパートナーの募集実績はありますでしょうか。	今回初めての募集となります。
7		今後、他の施設についてネーミングライツパートナーを募集される予定はありますでしょうか。	他の施設への導入については、今回の結果等を検証したうえで検討します。